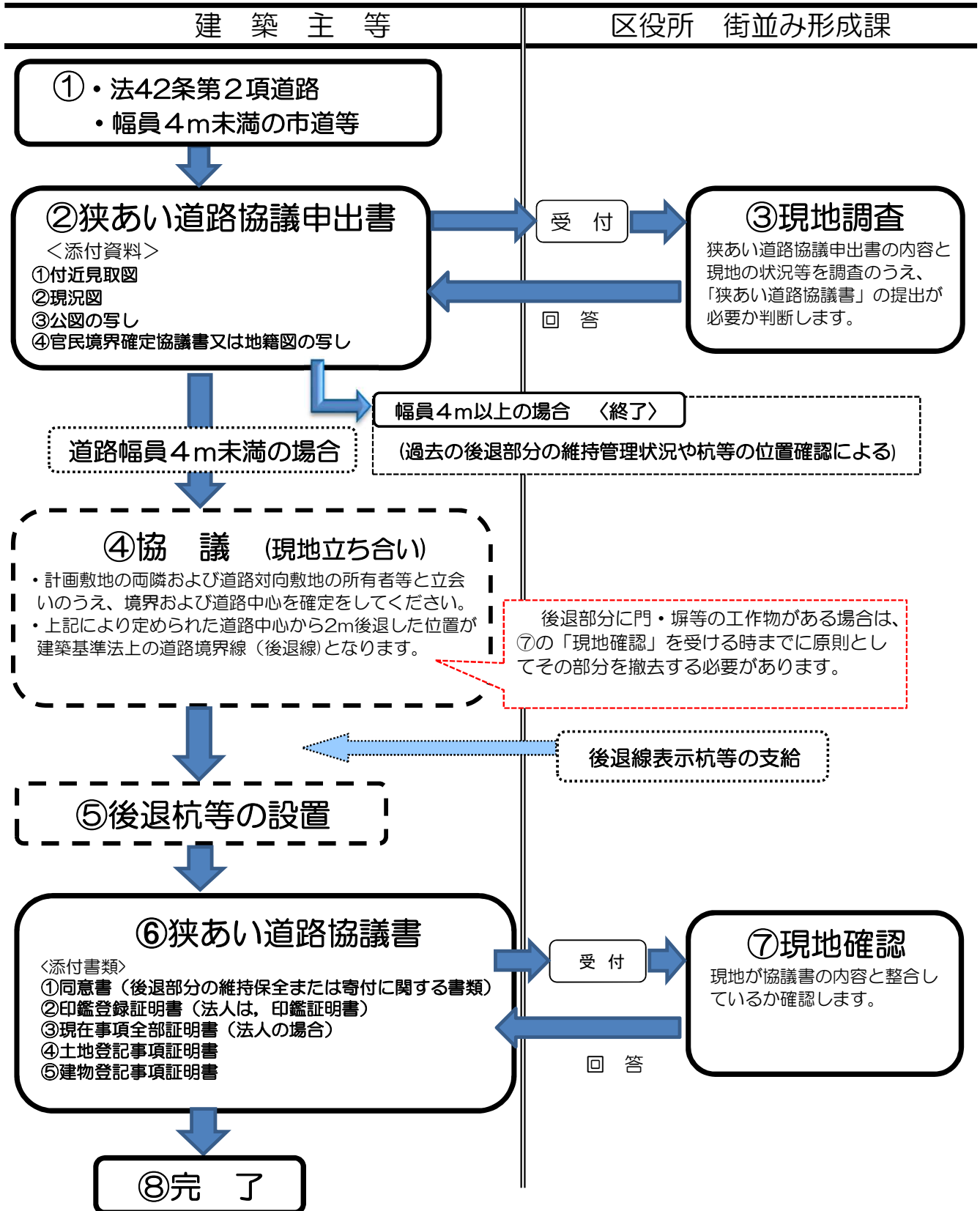


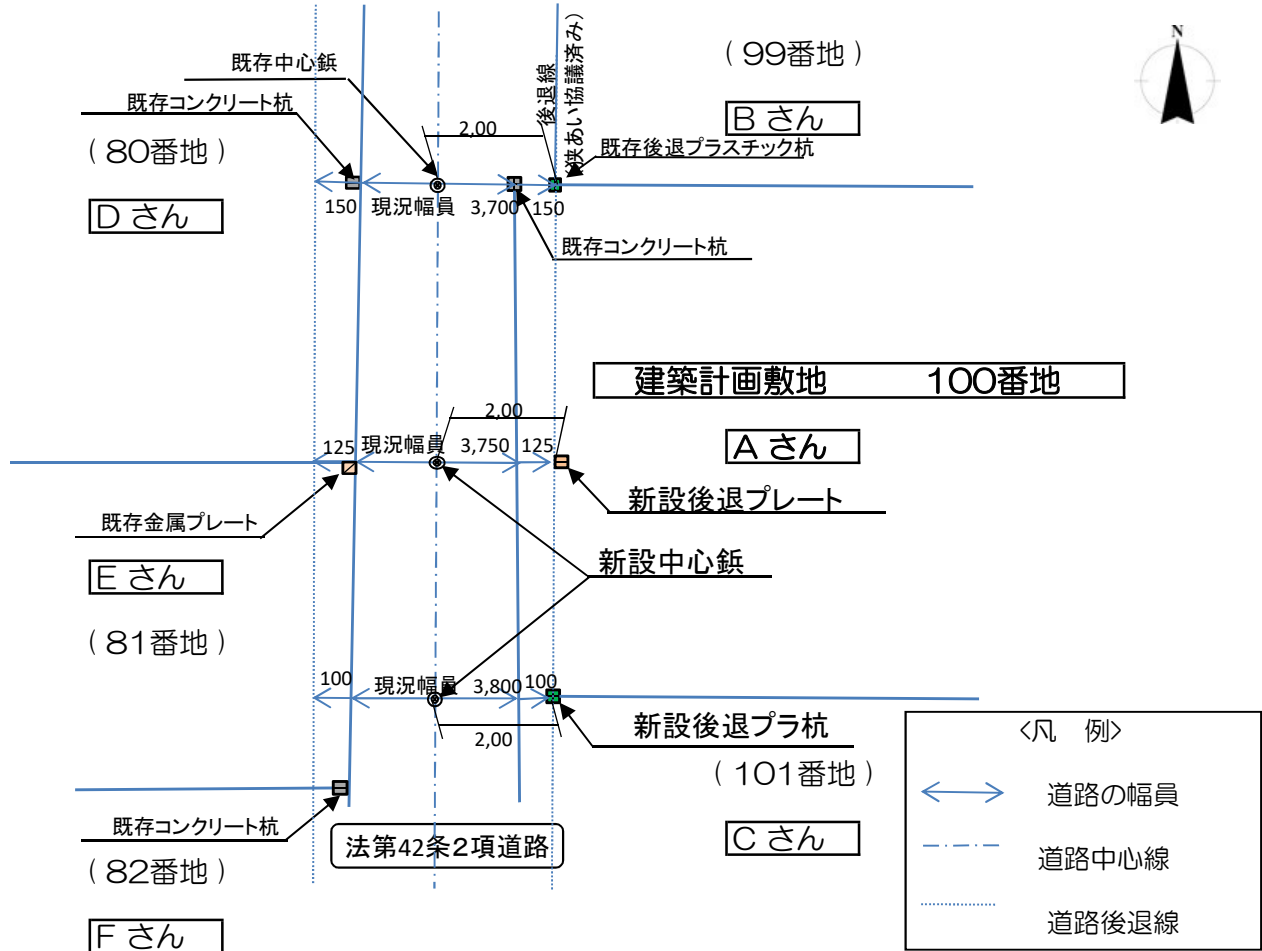
狭あい道路の手続きについて

建築物等を建築する際、計画敷地が接する「道路」が建築基準法第42条第2項道路や仙台市道等で幅員4m未満の場合は下記の手続きが必要になります。



現況図の記載例

※境界線上の塀や、道路側溝等の表示は説明上省略しています。



●前面道路が「仙台市道」の場合

- 道路幅員の確認は、各区役所及び総合支所の道路課において「道路敷地構成図」等により行うことができます。
- 道路幅員が確定していない場合は、道路管理者（区道路課など）に境界確定の協議を依頼し、道路幅員を明確にします。
- 上記の協議の結果、道路幅員が4m以上ある場合は、「狭あい道路協議書」の提出が不要になる場合があります。

●前面道路が農道や水路などの「法定外公共物」の場合

- 法定外公共物の幅員等については、各区役所及び総合支所の公園課などでご確認下さい。

(問い合わせ先)

建築行為がある区の「区役所 街並み形成課」

青葉区役所	〒980-8701	青葉区上杉一丁目5-1	電話：022-225-7211 (代表)
宮城野区役所	〒983-8601	宮城野区五輪二丁目12-35	：022-291-2111 (代表)
若林区役所	〒984-8601	若林区保春院前丁3-1	：022-282-1111 (代表)
太白区役所	〒982-8601	太白区長町南三丁目1-15	：022-247-1111 (代表)
泉区役所	〒981-3189	泉区泉中央二丁目1-1	：022-372-3111 (代表)